

○新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則

昭和58年3月31日

規則第6号

改正 昭和59年12月22日規則第32号

平成2年3月31日規則第13号

平成5年5月31日規則第16号

平成9年6月27日規則第18号

平成10年6月22日規則第19号

平成17年3月31日規則第33号

(題名改称)

平成17年6月24日規則第41号

平成18年3月31日規則第14号

平成18年12月18日規則第31号

平成20年3月28日規則第2号

平成21年3月31日規則第16号

平成23年4月1日規則第24号

平成24年6月29日規則第42号

平成26年12月3日規則第43号

平成28年3月31日規則第24号

平成29年8月25日規則第40号

平成29年12月20日規則第45号

平成30年12月26日規則第42号

令和4年7月26日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（昭和58年新座市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17規則33・一部改正)

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（昭59規則32・平9規則18・平10規則19・平18規則14・一部改正）

（受給資格の登録）

第3条 条例第6条第1項に規定する申請書は、重度心身障がい者医療費受給資格登録申請書によるものとする。

2 前項の申請書が提出された場合には、次に掲げる書類により条例第2条各号に掲げるもののほか必要な事項を確認するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障がい者手帳（以下「身体障がい者手帳」という。）、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障がい者保健福祉手帳（以下「精神障がい者保健福祉手帳」という。）

(2) 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を、特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障がいの程度を証する書類

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条各号に掲げる社会保険各法に規定する被保険者証、組合員証又は加入者証

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、前年（申請をする日の属する月が1月から9月までの場合は、前々年）の所得を証する書類を添付しなければならない。

4 前2項に定める書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができる場合は、当該書類の提示又は添付を省略させることができる。

5 条例第6条第2項に規定する対象者と認めないときの通知は、重度心身障がい者医療費受給資格登録申請却下通知書によるものとする。

(平2規則13・平10規則19・平17規則33・平18規則14・平20規則2・平23規則24・平26規則43・平30規則42・一部改正)

(受給者証)

第4条 条例第7条第1項に規定する受給者証は、重度心身障がい者医療費受給者証(別記様式)によるものとする。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の4第1項各号に掲げる医薬品(以下この項において「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認(以下この項において「承認」という。)がなされたもの(同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。)(以下この項において「後発医薬品」という。)の使用を促進するため、受給者の承諾を得られた場合は、受給者証の表面に後発医薬品を希望する旨を記載するものとする。

3 条例第7条第2項に規定する受給者証を交付しないときの通知は、重度心身障がい者医療費支給停止通知書(第7条第2項において「支給停止通知書」という。)によるものとする。

4 受給者証を破損し、又は亡失した者は、重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。

5 受給者証は、毎年10月1日(次項において「更新日」という。)に更新するものとする。

6 受給者証の有効期間は、条例第6条第1項の規定による申請の日又は更新日からそれ以後の最初の更新日の前日又は受給資格が消滅する日のうちいずれか早い日までとする。ただし、身体障がい者手帳に再認定月、療育手帳に次回判定月、精神障がい者保健福祉手帳に有効期限の記載がある場合は、更新日の前日、再認定月若しくは次回判定月の末日、有効期限又は受給資格消滅日のうち

いずれか早い日を有効期間の終期とする。

7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を受給者証の有効期間の始期とする。

(1) 新規に身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたとき（条例第2条第3号の規定により交付を受けたときに限る。）当該身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日

(2) 条例第3条の対象者（前号の規定の適用を受ける者及び条例第3条第2項第4号に規定する市長の認定を受けた重度心身障がい者を除く。）となつた後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該理由がやんだ後15日以内）に条例第6条第1項の規定による申請をしたとき 対象者となつた日

(3) 条例第3条の対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第6条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合で当該理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたとき 当該登録の申請をすることができなくなつた日

（平2規則13・平17規則33・平18規則14・平18規則31・平20規則2・平23規則24・平26規則43・平28規則24・平29規則40・平30規則42・令4規則27・一部改正）

（支給の申請等）

第5条 条例第9条第1項に規定する請求は、重度心身障がい者医療費支給申請書により医療機関等の発行する領収書を添付して行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による医療機関等の請求は、重度心身障がい者医療費請求書を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、条例第9条第2項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

（平2規則13・平10規則19・平17規則33・平17規則41・平24規則42・平30規則42・一部改正）

（支給の決定）

第6条 前条第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定したときは、重度心身障がい者医療費支給決定通知書により、その旨を受給者に通知するものとする。

(平17規則33・追加、平17規則41・一部改正)

(届出事項)

第7条 条例第10条第1項に規定する登録事項変更の届出は、重度心身障がい者医療費受給資格内容等変更届によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、受給者証の有効期間(第4条第3項の規定により支給停止通知書を受けた者にあつては、当該支給停止通知書に記載された停止期間)が満了する日の15日前までに所得状況届に前年の所得を証する書類を添付して、これを市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができる場合は、当該届出を省略させることができる。

(平2規則13・一部改正、平17規則33・旧第6条繰下・一部改正、平30規則42・一部改正)

(受給者証の返還)

第8条 受給者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(平17規則33・旧第7条繰下、平18規則14・平20規則2・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第9条 市長は、受給資格登録者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなつたと認めるときは、重度心身障がい者医療費受給資格消滅通知書により通知するものとする。ただし、受給資格登録者が死亡した場合は、この限りでない。

(平23規則24・追加、平30規則42・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の重度心身障がい者医療費支給に関し必要な事項は、総合福祉部長が別に定める。

(平2規則13・追加、平5規則16・一部改正、平17規則33・旧

第 8 条繰下・一部改正、平 2 1 規則 1 6 ・一部改正、平 2 3 規則 2 4 ・
旧第 9 条繰下、平 2 9 規則 4 5 ・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 8 年 2 月 1 日以後の 6 5 歳以上の者の一部負担金に係る医療費の支給について適用する。
- 2 新座市重度心身障害者（児）等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 9 年新座市規則第 6 号）は、廃止する。

附 則（昭和 5 9 年規則第 3 2 号）

- 1 この規則は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されている重度心身障害者医療費受給者証については、改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 2 年規則第 1 3 号）

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されている重度心身障害者医療費受給者証については、改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 5 年規則第 1 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 1 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 0 年規則第 1 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の新座市老人の医療費の支給に関する条例施行規則、第 3 条の規定による改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、第 4 条の規定による改正後の新座市高額療養費資金貸付基金条例施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 条、第 5 条の規定による改正後

の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第11条第2項第1号並びに第6条の規定による改正後の新座市指定訪問看護利用料等に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から、第5条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第8条第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成17年規則第33号）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 題名、第1条及び第3条から第5条までの改正規定、第6条の改正規定（「重度心身障害者医療費受給資格内容等変更届」を「重度心身障がい者医療費受給資格内容等変更届」に改める部分に限る。）、第8条の改正規定（「重度心身障害者医療費支給」を「重度心身障がい者医療費支給」に改める部分に限る。）並びに別記様式の改正規定 平成17年4月1日

(2) 第8条の改正規定（同条を第9条とする部分に限る。）、第7条を第8条とする改正規定、第6条の改正規定（同条を第7条とする部分に限る。）及び第5条の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定 平成17年7月1日

2 改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第6条の規定は、平成17年7月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第41号）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第14号）抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されている重度心身障がい者医療費受給者証明書については、改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付された重度心身障がい者医療費受給証明書とみなす。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第42号）

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第43号）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則の規定により交付されている重度心身障がい者医療費受給者証については、改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定により交付された重度心身障がい者医療費受給者証とみなす。
- 3 新規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(新座市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 新座市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年新座市規則第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成29年規則第45号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第42号)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則の規定により受給者証の交付を受けている者については、この規則の施行の日から平成34年9月30日までの間は、改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則第4条第5項の規定は、適用しない。

附 則(令和4年規則第27号)

この規則中第4条第7項第2号の改正規定は公布の日から、別記様式の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

(表)

ジェネリック医薬品を希望(する・しない)

		後期医療	社保	国保
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者 <input type="checkbox"/> 医療費受給者証				
公費負担者番号				
受給者証番号				
受給者	氏名			
	住所			
	生年月日			
保護者	氏名		受給者との続柄	
	住所			
有効期間		年 月 日から		
		年 月 日まで		
現物給付対象医療機関				
現物給付限度額				
年 月 日交付		埼玉県新座市長 <input type="checkbox"/>		

注 裏面注意事項をお読みください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例により、一部負担金等について支給を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 この制度を利用し診療を受けるときは、必ず医療機関等の窓口で各種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、この証を提示してください。
 - 3 《国保・社保加入者のみ》この証では、表面に記載の現物給付対象医療機関以外での受診は現物給付の対象となりません。また、現物給付には、現物給付対象医療機関単位及び月単位で限度額が設定されています。現物給付を行わない医療機関等で受診した場合又は限度額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後、本市窓口へ提出してください。
 - 4 本市から転出後、この証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますので御注意ください。
 - 5 学校等管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費は、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
 - 6 自立支援医療(精神通院医療など)や他の公費負担医療制度を利用することができるときは、交付されている全ての受給者証を医療機関等の窓口へ提示してください。
 - 7 表面の受給者証名が「障」となっている場合、精神病床の入院に係る一部負担金等は支給されません。
 - 8 次の場合は、必ず本市に届出をしてください。
 - (1) 転出、死亡等で受給資格を喪失したとき。
 - (2) 受給者の氏名、住所、加入医療保険等に変更があったとき。
 - (3) 他の公費負担医療制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
 - (4) 受給者の障がい程度に変更があったとき。
 - 9 受給資格を喪失したときは、速やかにこの証を返還してください。
 - 10 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関等への適正受診に御理解と御協力をお願いします。
- 問合せ先

別記様式（第4条関係）

（昭59規則32・全改、平2規則13・旧様式第2号・平10規則19・平17規則33・一部改正、平18規則14・旧別記様式・一部改正、平20規則2・旧別記様式第1・一部改正、平24規則42・平26規則43・令4規則27・一部改正）